

項 目 名	近現代建築等の継承に係る物納の特例の拡充		
税 目	相続税		
要 望 の 内 容	<p>【要望概要】 芸術的、歴史的又は文化的価値の高い近現代建築*1 について、登録美術品制度*2 における登録対象に加え、所蔵者の存命中に登録美術品として国（文化庁）に登録していた場合は、相続人による相続税の現金納付が困難で物納を希望する際、それが劣後財産であったとしても優先順位を第1位の上位とする。</p> <p>【措置内容】 芸術的、歴史的又は文化的価値の高い近現代建築のうち、所蔵者が当該建築物（土地は含まない）を博物館法における登録博物館（第2条）又は指定施設（第31条第1項）に寄託し、登録美術品として国（文化庁）に登録した上で、寄託された博物館等が一定の公開活用を行っていた場合、所蔵者の死後、相続人が相続税を現金によって納付することが困難で物納を希望した際、それが劣後財産であったとしても優先順位を第1位の上位に位置づけ、物納の可能性を高めようとするもの。 芸術的、歴史的又は文化的価値の高い近現代建築の解体を回避するための救済措置の一つであり、物納された場合は、上物である建築物が国有となった上で、それまで公開活用を担っていた博物館等に貸与され、公開活用が継続される。（相続税法施行令第19条第1項各号）</p> <p>*1 継承促進建築（仮称）：建築文化の振興に関する新法を検討中で、概ね竣工後50年未満で芸術的、歴史的又は技術的価値の高い近現代建築を構成要素として認定し、リスト化する。</p> <p>*2 美術品の美術館における公開の促進に関する法律／平成10年法律第99号</p>		
			平年度の減収見込額
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の近現代建築は、芸術的、歴史的又は文化的価値が高く、世界的に評価の高い領域であるにも関わらず、ショートスパンでの建替や無秩序な開発によって社会的資本・ストックとなり得ていない。</p> <p>そうした現状を変革するため、法制、税制及び人材育成等の観点から優れた建築の経済的価値を上昇させ、持続的・自立的な発展を促すことで建築文化の振興に寄与することを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまでも不動産（土地と家屋）における物納の優先順位は第1位であるが、これらの建築物が建った後に建築基準法や消防法の改正が行われ、最新の基準を満たしていない既存不適格となった家屋については、物納劣後財産として第1位の中で下位となってしまう。</p> <p>物納の対象になり難い場合は、相続人による解体の判断を促し、芸術的、歴史的又は文化的価値が高く、世界的に評価の高い我が国の近現代建築が失われる機会を助長してしまう可能性があることから必要である。</p> <p>ただし、物納による国有化は、解体を回避するための救済措置の1つであり、それを増やすことが目的ではない。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			
租税特別措置の適用又は延長期間			
同上の期間中の達成目標			
政策目標の達成状況			
有効性		要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	新規要望	